

ボートパーク広島管理規則をここに公布する。

平成十九年四月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県規則第五十八号

### ボートパーク広島管理規則

#### 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
  - 第二章 通常使用（第三条―第九条）
  - 第三章 目的外使用（第十条―第二十一条）
  - 第四章 雑則（第二十二条）
- 附則

#### 第一章 総則

##### （趣旨）

第一条 この規則は、ボートパーク広島の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

##### （定義）

第二条 この規則において、「ボートパーク施設」又は「有料施設」とは、それぞれボートパーク広島設置及び管理に関する条例（平成十七年広島県条例第五十三号。以下「条例」という。）第三条第一号又は第二号に規定するボートパーク施設及び有料施設をいう。

#### 第二章 通常使用

##### （通常使用許可の申請）

第三条 条例第六条第二項の規定による許可を受けようとする者は、港湾施設用地については別記様式第一号による港湾施設用地使用許可申請書を知事に、港湾施設用地以外の有料施設については別記様式第二号による使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書のうち係留施設に係るものは、使用開始日の四月前から一月前までの間に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認められた場合は、この限りでない。

##### （使用料の減免）

第四条 条例第十条の規定による通常使用に係る使用料（以下この章において「通常使用料」という。）の減免は、知事が港湾施設用地について特別の事由があると認める場合に、その都度知事が定める額を減免する。

2 前項の規定による通常使用料の減免を受けようとする者は、別記様式第三号による通常使用料減免申請書を前条第一項に定める港湾施設用地使用許可申請書に添えて知事に提出しなければならない。

##### （利用料金の減免）

第五条 条例第十八条第二項において準用する条例第十条の規定により利用料金を減免する

場合は、次の各号に定める場合とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の児童、生徒又は学生が、学校教育活動の一環として係留施設を使用する場合
  - 二 県が主催し、又は経費の一部を負担して共催するレースその他の行事に参加するために係留施設を使用する場合
  - 三 次に掲げる手帳の交付を受けている者が係留施設を使用し、又は駐車場に駐車する場合  
イ 身体障害者手帳  
ロ 戦傷病者手帳  
ハ 療育手帳  
ニ 精神障害者保健福祉手帳
  - 四 その他係留施設の使用について特別の事由があると指定管理者が認める場合
- 2 指定管理者が減免する額は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。
- 一 前項第一号に該当する場合 利用料金の二割に相当する額
  - 二 前項第二号及び第三号に該当する場合 利用料金の二分の一に相当する額
  - 三 前項第四号に該当する場合 その都度指定管理者が定める額
  - 3 第一項第四号及び前項第三号の規定により利用料金を減免する場合は、指定管理者は、あらかじめ知事に協議しなければならない。
  - 4 第一項の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、別記様式第三号による利用料金減免申請書を第三条第一項に定める使用許可申請書に添えて指定管理者に提出しなければならない。
  - 5 第一項第三号により減免を受けようとする者は、同号イから同号ニまでに掲げる手帳のいずれかを指定管理者に提示しなければならない。  
(通常使用許可書の交付等)
- 第六条 知事又は指定管理者は、有料施設の通常使用を許可したときは、第三条第一項の港湾施設用地使用許可申請書又は使用許可申請書を提出した者に使用許可書を交付する。
- 2 前項の許可を受けた者（以下この章において「通常使用者」という。）は、有料施設を通常使用するには前項の許可書を必ず携帯し、係員の請求があるときはこれを提示しなければならない。
- (通常使用料等の返還)
- 第七条 条例第十一条ただし書の規定による通常使用料の返還は、使用することができなくなった期日につき、通常使用料が年額で定められているものについては月割により、月額で定められているものについては日割により算定し、これを行うものとする。
- 2 前項の規定は、利用料金の返還の場合に準用する。この場合において「通常使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

(通常使用料等の徴収方法)

第八条 通常使用料は、その全額を条例第六条第二項の規定による許可を受ける日までに徴収する。ただし、使用期間が県の二会計年度以上にわたるときは、使用期間を県の会計年度によって区分した期間をそれぞれ一期とし、その各々の期に係る通常使用料を、使用開始の日の属する期にあってはその使用開始の日までに、その他の期にあってはその期の初日から起算して三十日以内に徴収する。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める時期及び方法により收受する。

(費用の負担)

第九条 通常使用に伴うガス、電気、水道等の使用料その他の必要経費は、通常使用をする者の負担とする。

### 第三章 目的外使用

(目的外使用許可の申請)

第十条 条例第八条の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第四号による目的外使用許可申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 一般平面図

二 実測平面図

三 求積図

四 工作物構造図

3 第一項の許可を受けた者(以下この章において「目的外使用者」という。)が、その許可に係る事項を変更しようとするときは、第十八条に規定する場合を除くほか、前二項の規定に準じて変更許可申請を知事にしなければならない。

(誓約書の提出)

第十一条 目的外使用者は、許可を受けた日から起算して七日以内に別記様式第五号による誓約書を知事に提出しなければならない。ただし、目的外使用者が国、地方公共団体その他公法人である場合及び当該許可に係るポートパーク施設の使用期間が一月未満である場合は、この限りでない。

(目的外使用料の減免)

第十二条 条例第十条の規定による目的外使用に係る使用料(以下この章において「目的外使用料」という。)の減免は、次のとおりとする。

一 国若しくは地方公共団体その他の公共団体又は法令の規定により県の執行機関が監督できる法人が、直接その用に供するため使用する場合には、免除する。

二 前号に定める場合を除くほか、知事が特別の理由があると認める場合には、その都度知事が定める額を減額し、又は免除する。

2 前項の規定により目的外使用料の減免を受けようとする者は、別記様式第三号による目

的外使用料減免申請書を知事に提出しなければならない。

(目的外使用料の返還)

第十三条 条例第十一条ただし書の規定による目的外使用料の返還は、使用することができるなくなった期日につき、目的外使用料が年額で定められているものについては月割により、月額で定められているものについては日割により算定し、これを行うものとする。

(目的外使用許可に係る使用期間)

第十四条 第十条の許可に係る使用期間は、一年以内(電柱、公衆電話、水道管、ガス管その他これらに類する物件を設置するために使用する場合は、五年以内)とする。ただし、知事が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 前項の使用期間満了後引き続き当該ポートパーク施設の目的外使用をしようとする者は、使用期間の更新の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けようとする者は、使用期間満了の日の一月前(使用期間が一月未満である場合にあつては、七日前)までに、別記様式第六号による目的外使用期間更新許可申請書を知事に提出しなければならない。

(目的外使用料の徴収方法)

第十五条 目的外使用料は、その全額を使用開始の日までに徴収する。ただし、使用期間が県の二会計年度以上にわたるときは、使用期間を県の会計年度によって区分した期間をそれぞれ一期とし、その各々の期に係る目的外使用料を、使用開始の日の属する期にあつてはその使用開始の日までに、その他の期にあつてはその期の初日から起算して三十日以内に徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、一時的に使用する場合は、使用を許可する際に徴収する。

3 第一項において、使用期間(同項ただし書の規定により、期に区分して徴収する場合は、その期)の中途において使用の面積、長さ、本数又は基数の変更により使用料の額を増加すべき場合においては、その増加分(同項ただし書の規定により、期に区分して徴収する場合は、その期の増加分)を当該変更に係る使用開始の日までに徴収する。

4 前三項の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認めるときは、目的外使用料を分納又は後納させることができる。

(工事等の届出)

第十六条 目的外使用者は、当該許可に伴う工事に着手し、又は当該工事を中止し、若しくは完了したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(権利譲渡等の制限)

第十七条 第十条の許可に係るポートパーク施設の使用権は、これを担保に供し、又は第三者に譲渡することができない。

(改名及び住所変更の届出)

第十八条 目的外使用者が氏名若しくは名称を改め、又は住所を変更したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(費用の負担)

第十九条 目的外使用に伴うガス、電気、水道等の使用料その他の必要経費は、目的外使用者の負担とする。

(財産の返還届出)

第二十条 目的外使用者は、使用しているボートパーク施設を返還しようとするときは、返還しようとする日の七日前までにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、当該施設の使用許可の期間が一月未満であるときは、この限りでない。

(原状の回復)

第二十一条 目的外使用者は、使用期間が満了したとき又は使用施設を返還しようとするときは、直ちに使用施設を占有している工作物等を除去し、使用施設を原状に回復し、県職員の検査を受けなければならない。

2 目的外使用者が使用施設を荒廃させ、若しくはき損し、又は使用施設を滅失したときは、直ちに原状に回復し、県職員の検査を受けなければならない。

3 目的外使用者が、前二項の原状回復の義務を履行せず、又はその履行が不完全なときは、知事がこれを施行し、その費用は、目的外使用者から徴収する。

第四章 雑則

(施行規定)

第二十二条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

### 港湾施設用地使用許可申請書

広島県知事様

次のとおりポータパーク広島の港湾施設用地を使用したいので、許可してください。

平成 年 月 日

申請者	(フリガナ) ( ) 氏名又は団体の名称 (印)
	(フリガナ) ( ) 団体の代表者氏名 (印)
住所	〒
電話番号	( ) -
使用場所	
使用面積	・ m <sup>2</sup> (小数点第 2 位まで記載すること)
使用目的	
使用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
備考	○添付書類として次の図面を添付すること。 ・ 一般平面図 ・ 実測平面図 ・ 求積図 ・ 工作物構造図

- 注
- 1 共同使用者がある場合は、共同使用者の氏名、住所、電話番号を記載した共同使用者名簿を作成し、添付すること。
  - 2 使用面積は、小数点第 2 位まで記載し、それ未満を切り捨てること。
  - 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

使用許可申請書

指定管理者様 次のとおり施設を使用したいので、許可してください。				平成 年 月 日	
申請者	(フリガナ) ( ) 氏名又は団体の名称		) (印)		
	(フリガナ) ( ) 団体の代表者氏名		) (印)		
	住所 〒 電話番号 ( ) -				
使用期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
使用施設		係 留 施 設		そ の 他	
申請艇	フリガナ(艇の名称)		)		艇種 1 ボート 2 その他 ( )
	艇の長さ m ( F )	艇の美測全幅 m			
	船舶番号及び船舶検査済票の番号	広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による届出済証の番号			共同所有者の有無 有 ・ 無
	現在の保管場所				
備考					

注 1 共同所有者がある場合は、共同所有者の氏名、住所、電話番号を記載した共同所有者名簿を作成し、添付すること。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第3号 (第4条, 第5条, 第12条関係)

通常使用料  
利用料金 減免申請書  
目的外使用料

平成 年 月 日

広島県知事様  
指定管理者様

申請者

住所  
氏名

電話番号

印

〔法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり、使用料(利用料金)の減額(免除)を申請します。

使用する施設 の名称	
使用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
減免を申請 する理由	
その他参考と なる事項	

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

目的外使用許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

申請者

住所

氏名

(印)

電話番号

〔法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

ポータブープーク広島設置及び管理に関する条例第8条の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用しようとする施設	名称	
	明	細
使用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
使用目的		
理由		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第5号 (第11条関係)

誓 約 書

使用しようとする施設	名 称	
	明 細	
使用目的		
使用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
使用料		

平成 年 月 日付けで許可を受けた施設の使用については、ボートパーク広島設置及び管理に関する条例、ボートパーク広島管理規則及び許可の条件を遵守します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、事務所の所  
在地, 名称及び代表者の氏名 〕

広 島 県 知 事 様

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

目的外使用期間更新許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

申請者

住所

氏名

(印)

電話番号

[ 法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 ]

ポータルパーク広島管理規則第14条第2項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用しようとする施設	名称		
	明細		
使用期限	平成 年 月 日	使用料	円
希望使用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
更新を必要とする理由			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。